

裏面に書いてあることも必ず読んでください

現況届出書の提出について

給付認定を受けて保育所や預かり保育などを使っている人は、毎年、「現況届出書」と証明書類を出してください。保育が必要かどうかを確認します。（この確認を「現況確認」といいます。）

現況届出書と必要な書類を出さない場合、給付認定が取り消されることがあります。必ず出してください。

現況確認のあとに、給付認定や利用料（保育所や幼稚園を使うためのお金）が変わる（仕事が変わった人・育児休業（子どもを育てるための休み）を取った人・いっしょに住んでいる家族が変わった人）場合、変わる日は9月1日です。8月までの間に給付認定を変える必要がある場合は、区役所子ども家庭支援課で認定変更申請（変える手続き）をしてください。（現況確認のあと、給付認定の内容が変わらない場合は、結果のお知らせが届きません。）

1 次の書類（紙）を出してください。

- (1) 現況届出書
- (2) 宛先ご記入のお願い
- (3) 保育を必要とすることを証明する書類 ※保護者ごとに必要です。

保育が必要な理由	必要な書類（紙）
就労（仕事） ※1か月の間に6時間より長く働いている人	就労証明書 働いている場所がたくさんある場合は、それぞれの会社の就労証明書を出してください。 育児休業を取っていて、仕事にもどる予定でもうしこみをした人の中で、4月から子どもが保育所や幼稚園に入った人は、仕事にもどる予定の日が書いてある就労証明書を出してください。
育休（子どもを育てるための休み）を取っているため、続けて使う場合	就労証明書 働いている場所がたくさんある場合は、それぞれの会社の就労証明書を出してください。
病気・けが	診断書など 病院でもらった書類（紙）（病気・けがの名前や保育が必要な理由が書いてあるもの）を出してください。
障害	なし ※横浜市で障害者手帳などをもらっているかどうかを確認できない場合、あとで連絡をします。障害者手帳などのコピーを出してもらうことがあります。
介護 ※①または②のどちらかを 出してください。	① 診断書 または 介護保険被保険者証のコピー と タイムスケジュール ② きょうだいの通園・通学証明書 と タイムスケジュール
通学（学校に行っている）	在学証明書 と 次のことがわかる書類（紙） ・いつからいつまで学校に通っていたか・時間割
出産予定（子どもを産む予定）	母子健康手帳のコピー ・表紙と子どもを産む予定の日が確認できる部分（P. 4）をコピーして出してください。 ・子どもを産んだあとに仕事を休んでいる人や、子どもを産んだあとに仕事を休む予定の人は、就労証明書もいっしょに出してください。
求職中（仕事を探している）	なし ※認定期間は3か月です。

2 次のことに当てはまる人は、次の書類（紙）も出してください

※保育所などを使っている人

2023年にかいがい 海外で働いたこと とがある人 または 海外に住んでいた人	・海外収入申告書 ・2023年に仕事でもらったお金や税金がわかる書類（紙） 例) 会社からもらった給与支払証明書など
---	--

3 書類(紙)を出す場所・期限

- ・園から封筒を受け取った人

書類(紙)を出す場所：子どもが通っている園

書類(紙)を出す期限：子どもが通っている園が決めた日までにお願いします。(園によってちがいます。)

※決められた日までに出不せない場合は、区の区役所こども家庭支援課に出してください。

【区に出す場合：2024年5月24日(金)までにお願いします】

- ・封筒を郵便で受け取った人

このお知らせといっしょに届いた返信用封筒で、送ってください。

【2024年5月20日(月) ※この日までに必ず届くようにしてください。】

※返信用封筒をなくした場合は、下に書いてある場所に郵便で送ってください。

〒231-8350 横浜市こども青少年局 認定・利用調整事務センター 行

4 その他

- ・次の人は、区の区役所こども家庭支援課に連絡してください。

(1) 横浜市ではない場所に引っ越した人 (2) 締め切りの日(2024年5月20日)までに給付認定が終わる人

(3) 締め切りの日(2024年5月20日)までに給付認定を取り消す人

- ・出した書類(紙)は返しません。コピーなどをして、なくさないようにしておいてください。

- ・次の場合は、就労証明書などの「保育を必要とすることを証明する書類」を出すので、必ず出した書類(紙)のコピーを取ってください。(現況届出書を出した日と近い日に、認定の理由を変える/子どものきょうだいの分を新しく申し込む/ほかの園に変える手続きをする)

- ・出した書類(紙)に、必要なことが書いていない場合は、もう一度、書いて出します。さいしょに出す時に、全部書いてあるか確認をしてから出してください。

- ・2022年度から児童手当の現況確認は書類(紙)を出さなくなりました。保育を必要としていることを確認するための現況確認は、書類(紙)が必要です。忘れずに、出してください。

- ・このお知らせや現況届出書の書き方の外国語版を見たい人は、下の二次元コードから見てください。

